

# 固定価格買取制度は抜本の見直しへ

— 再生可能エネルギーに「地域活用要件」を導入 —

主席研究員 河原林孝由基

## 1 固定価格買取制度の見直しに向けて

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）で発電した電気を電力会社が固定価格で一定期間買い取る仕組み（固定価格買取制度、Feed-in Tariff：以下「FIT制度」）の実現をみて、9年目を迎えた。FIT制度は、12年に施行された「再エネ特措法」（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）で定めた助成制度であり、再エネの普及促進を企図している。当初より時限性を意識した制度で随時見直しが行われてきているが、今年度末（21年3月末）までにはその間の施行状況等を勘案し、抜本の見直しを行う旨の規定（同法附則第2条第3項）が付されている。

同法施行後の情勢を振り返ると、18年に決定したわが国のエネルギー政策の中長期的な方向性を示す「第5次エネルギー基本計画」で「再エネの主力電源化」を目指す方針を初めて打ち出し、一連の電力システム改革も今年の「送配電部門の法的分離」をもって制度的には完成をみる。

ただし、「再エネの主力電源化」の実現には再エネのコストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ自立化を図っていくことが必要であるが、現在、わが国の再エネのコストは海外と比べても依然高い状況にある。19年度のFIT賦課金総額（国民負担）は2.4兆円となり、世界では技術革新などで低コストでの再エネ導入が進展しているなか、それをわが国でいかに実現し、再エネの円滑な大量導入を推進していくかが問われている。

このような情勢等を踏まえ、FIT制度の抜本の見直しに向けた現在の議論を紹介し、その具体的な方向性をみていくこととする。

## 2 「競争電源」と「地域活用電源」の峻別

FIT制度の抜本の見直しにあたっては、19年9月以降、政府の総合資源エネルギー調査会・基本政策分科会・再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（以下「小委員会」と総称）において、①電源特性に応じた支援制度、②地域に根差した再エネ導入の促進、③再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク、といった観点から検討が進められている。

具体的には、発電コストが着実に低減または低廉な電源として活用しうる電源（大規模事業用太陽光発電、風力発電等）は、今後更にコスト競争力を高めてFIT制度からの独立が期待される「競争電源」として入札を通じてコストダウンの加速化を図っていく。また、FIT制度を念頭に、電力市場で競争力ある電源となるよう新制度を整備していく。

他方、需要地に近接して柔軟に設置できる電源（住宅用太陽光発電、小規模事業用太陽光発電等）や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源（小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電等）については「地域活用電源」と位置づけ、災害時のレジリエンス強化にも資すよう、需給一体型モデルのなかで活用していくことを期待している。このため、一定の要件（地域活用要件）を設定したうえで、当面は現行のFIT制度の基本的な枠組みを維持する

方向としている。

**第1表 「地域活用要件」(FIT認定)の想定対象電源区分一覧**

### 3 「地域活用要件」の詳細設計

「地域活用電源」については電源の立地(地域)制約等の特性に応じた「地域活用要件」を設定する方向で小委員会での議論

が進んでいる。具体的には、①自家消費の確認ができることに加え災害時に当該再エネ発電設備で発電された電気が活用できることを求める「自家消費型の地域活用要件」と、②災害時に同発電設備で生み出された電気・熱が地域で活用できるというレジリエンス強化とエネルギー地産地消の観点を踏まえた「地域一体型の地域活用要件」について検討されている。

これら小委員会での議論を踏まえ、「地域活用要件」の詳細設計にあたっては施行時期・調達価格等を含めFIT制度の枠組みに関わることから「再エネ特措法」で定められた有識者による「調達価格等算定委員会」での検討を経て、経済産業大臣が決定することとなる。

同委員会での検討結果<sup>(注2)</sup>を踏まえ、まず今年度から小規模事業用太陽光発電(低圧、発電出力10-50kW未満)で「自家消費型の地域活用要件」が新たに設定された。同電源区分の太陽光発電をめぐっては大規模設備を意図的に小さく分割するといった制度濫用(安全規制の適

電源	地域活用要件	発電出力区分	施行時期	1kWhあたり調達価格	調達期間
太陽光	自家消費型 <sup>(注)</sup>	10kW以上50kW未満	20年度	13円+税	20年間
地熱	地域一体型	2,000kW未満	22年度	未定	15年間
水力	地域一体型	1,000kW未満	22年度	未定	20年間
バイオマス	地域一体型	10,000kW未満	22年度	未定	20年間

出所 経済産業省 資源エネルギー庁資料を基に筆者作成  
(注) 営農型太陽光発電で10年間の農地転用が認められうる案件は自家消費分がなくとも可。

用回避、送配電網系統接続での優遇など)の指摘がある。地域に密着し地域での信頼を得て長期安定的に事業運営を進めるには、この種の全量売電を前提とした野立て型設備ではなく、需給が近接した形(自家消費比率30%以上)の屋根置き設備等の支援に重点化すべきとの判断だ。

ただし、例外として、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)で10年間の農地転用が認められうる案件は、自家消費を行わなくとも災害時の活用が可能であれば「地域活用要件」を満たすとされた。これは営農と発電の両立を通じて、営農の適切な継続や荒廃農地の再生利用を促し、長期安定的な発電を実現するといった農林水産業とエネルギー分野の連携による政策効果を期待してのことである。

「地域一体型の地域活用要件」については、小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電を想定し、22年度から適用される方向で整理された。以上を第1表に総括しておく。

これまでの再エネの取組みを通じて、制度を支える国民負担の増大、地域社会との共生、送配電網系統への接続制限といった課題が顕在化した。これからは電源ごとにコスト低減状況や地域貢献度合い等を考慮してメリハリの効いた制度運用が行われることで、コスト競争力を高め地域振興に一層貢献することを期待したい。

(かわらばやし たかゆき)

(注1) FIP(Feed-in Premium)とは、電力の需給に応じて変動する市場価格に対し一定のプレミアム(あらかじめ定める基準価格との差額)を交付する仕組み。同制度を盛り込んだ改正再エネ特措法は20年6月5日に国会で可決・成立し、22年度からの運用を見据え今後具体化が図られる予定。

(注2) 経済産業省 第55回調達価格等算定委員会「令和2年度の調達価格等に関する意見(案)」(20年2月4日)。